

平成26年6月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成26年6月11日（水）

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成26年第2回（6月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成26年6月11日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第34号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

| | | | | | |
|-----|------|----|------|-------|----|
| 委員長 | 小柳道枝 | 議員 | 副委員長 | 佐伯修 | 議員 |
| 委員 | 大田勝義 | 議員 | 委員 | 小畠真由美 | 議員 |
| 〃 | 上 | 疆 | 〃 | 神武綾 | 議員 |

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

| | | | |
|---------|-------|--------|------|
| 地域健康部長 | 古川芳文 | 市民福祉部長 | 中島俊二 |
| 地域づくり課長 | 藤田彰 | 市民課長 | 田村幸光 |
| 人権政策課長 | 諫山博美 | 福祉課長 | 阿部宏亮 |
| 元気づくり課長 | 井浦真須己 | 保育児童課長 | 小島俊治 |
| 文化学習課長 | 木村幸代志 | 介護保険課長 | 平田良富 |
| スポーツ課長 | 大塚源之進 | 国保年金課長 | 永田宰 |
| 生活環境課長 | 田中縁 | | |

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 篠原司 | 議事課長 | 櫻井三郎 |
| 書記 | 力丸克弥 | | |

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 皆さん、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第34号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第1、議案第34号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、同時に説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書12、13ページをお開きください。

2款2項5目、地域づくり推進費の地域コミュニティ推進費について、説明を求めます。

地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） 2款総務費、2項企画費、5目地域コミュニティ推進費、地域づくり推進費の中の報酬72万6,000円、旅費、費用弁償22万5,000円、委託料210万円につきまして、ご説明いたします。

これは、自治基本条例、仮称でございますが、制定にかかる審議会開催費用の補正でございます。

市民の皆様で構成されました「まちづくり市民会議」がとりまとめた自治基本条例に盛り込むべき素材をもとに、平成25年10月の第4回審議会から平成26年3月までの間で8回の集中審議が行われました。熱心に審議をいただいていることもあり、計画しておりました本年3月までの答申には至りませんでした。

本条例は、地域の実情に合った独自性のある自治体運営が求められるようになってきている中で、自分たちの地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動するという、本来あるべき自治の姿に向け、本市が目指す自治の理念やそれを推進するための基本的なルールを

定めるために必要であると考えます。本年度完了を目指して審議会を延長し、開催したいと考えております。

本年度は11回の審議会開催を計画いたしております。

まず、報酬72万6,000円の補正でございます。12名の委員で11回開催分を計上いたしております。

次に、旅費22万5,000円の補正でございます。市外の学識経験者2名と市内の委員10名分の費用弁償を計上いたしております。

次に委託料210万円の補正でございます。昨年同様、会議録の作成業務や各種資料の収集分析等を委託したいと考えております。

次の19節負担金、補助金及び交付金420万円の補正についてご説明いたします。

これは、財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業にかかる補助対象額でございます。この事業は100%補助事業で、先日9つの自治会から補助申請がなされ、本年5月に高雄台自治協議会と国分自治協議会の2つの自治会が採択されました。高雄台自治会170万円、国分自治会が250万円の助成額併せまして420万円を補正計上するものです。事業内容はどちらも夏祭り関係の物品等でございます。

歳入につきましては、経営企画課にて、取りまとめてありまして、同額が補正されてあります。

次に12ページ、左のページでございますが寄附金1万円が計上されております。これは財源校正の1万円でございます。

関連がございますので、9ページ、17款歳入1項寄附金、2目総務費寄附金、1節企画費寄附金、コミュニティバス関係指定寄附1万円を合わせてご覧ください。

これはコミュニティバス関係指定寄附でございます。

本年4月23日に、年齢70歳ぐらいの女性が、地域づくり課窓口に見えられました。「いつもコミュニティバスまほろば号を利用しています。運行経費がかさんでいると聞いております。長く運行していただけるよう、恩返しのつもりで寄附をいたします。」と言って帰られました。名前、住所を伺いましたが、観世音寺区にお住まいとだけで匿名を希望されました。これはコミュニティバスの運行経費に充てますということでお伝えいたしております。

この方は、昨年10月30日にもお見えになり寄附をされた方でございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 13節委託料の委託先はどこですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） これは、今まで委託をしておりますアーバンデザインコンサルタン

トをお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） ちょっと、お尋ねします。地域づくり課長。

ここに12ページの寄附金1万円と、それと諸収入の420万円があるのですが、この説明は負担金、補助及び交付金の説明であったのでしょうか。

○地域づくり課長（藤田 彰） この諸収入420万円でございますが、取りまとめは経営企画課のほうで取りまとめてあります。それで収入としましては総務費のほうに全部入っております。

歳入の20款諸収入、総務費雑入690万の中に、これは取りまとめて計上しております。

説明が悪くて済みませんでした。

○委員長（小柳道枝委員） 690万の中に取りまとめて入っているということですね。了解しました。

では、ほかに質疑はございませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 関連でいいですかね。

地域コミュニティ推進の中で、これは陳情が出ていることで関連で聞きたいとばってん、陳情の中身はわかってあるとかいな、行政側は一もらってないとかね。

（藤田元気づくり課長「陳情というのは」と呼ぶ）

（古川地域健康部長「今回の自治基本条例に対する陳情」と呼ぶ）

○委員（上 疆委員） わからんとすれば、ちょっとだけ聞きます。

陳情の内容がね、外国人の住民投票権の盛り込みを検討しておられるという内容が入っておりたいね、そういうことを検討されておられるのかどうか。

○委員長（小柳道枝委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） その件につきましては、住民投票等を協議する中で他市の状況であるとかいうものを題材として、検討材料として話をいたしました。その中で年齢であるとか、国籍であるとかという議題は出ております。ただ、それはあくまで他市町の状況を見ながら、こういうケースがありますということで話しておまして、それを採用するとかしないとかという議論は、あの時点ではいたしておりません。ですから新聞報道としては不適切な表現だと思っております。

この件につきましては、審議会の中で再度十分に審議をしていくということで押さえております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 自治基本条例審議会ですが、先ほどの説明では答申がなかったという説明があったんですが、これは答申されるという予定での予算だったんでしょうけど、なんか原因というか、特に揉めたというか、なんで出なかったか、その辺の説明をもう少し詳しくお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） 率直に申し上げて、熱心に議論を尽くした結果ということでご理解いただきたいと思います。

市民という定義一つをとりましても、いろんな見解がございました。この中で皆さん意見をお持ち寄りになりましたので、一つの議題に対して審議が時間が掛かったということでございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） わかりました。熱心な方がたくさんおられたということでしょうけど、8回行われて答申なしということで、今回は11回の予定でおられる説明があったんですけど、どうですか、今度の11回で答申がでそうですか、その辺の予測と言いますか考え方でいいのをお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） 先般、審議会を行いまして11回で答申をお願いしたいということは重ねて申し入れを行っております。

この審議会の中でも、すでに議論が不要な部分と集中審議が必要な部分、今二つに分けておりますので、この11回の中で集中審議等を行い議論を出して答申に結びつけていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） よろしくおねがいします。

あと、一般コミュニティ助成事業交付金ということで、2つの区、高雄台と国分ということで170万と250万が出るようになったんですけど、どんなんですか、ほかの区からもいろいろ希望が出て、この2つに選ばれたのか、その辺のもう少し詳しい内容をお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） この事業でございますが、県の企画地域振興部市町村支援課のほうで取りまとめております宝くじの貢献事業でございます。昨年からこの内容で申請を行っております。今年度も全自治会にこういう補助金がありますと助成事業がありますということでご案内いたしまして、9つの自治会が補助申請をされました。採択は向こうの宝くじ助成事業が行いますので、今回2つが採択されたということでございます。採択をされた理由についてはこちらのほうには明らかになっておりませんので、ご容赦ください。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） すいません、今の関連で、ほかの7自治会は助成金が受けられないという

結果だったと思うんですけども、その申請内容としましては、この2つの高雄台と国分は夏祭りの物品等ということだったんですけど、ほかの7自治会はどういう内容で申請されてますでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） まちづくり、地域のコミュニティづくりに関連するものとして、カラオケセットでありますとか、大型テレビでありますとか、昨年度はビデオ撮影道具とかですね、そういうのが採択をされております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

次に3款2項6目、家庭児童対策費の子育て支援センター事業費について、説明を求めます。
元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 元気づくり課所管分の補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算書 12、13 ページの、3款民生費、2項児童福祉費、6目家庭児童対策費、13万7,000円につきましては、全額、赤ちゃんの駅関係の補正となっております。

これは、1点目は「おむつ替え場所の確保」、2点目「授乳スペースの確保」、3点目「ミルクのお湯の提供ができる」という、この3つのケースのいずれか一つ以上に対応できる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、今回作成するステッカーを貼っていただいたり、ノボリを建ててもらい、乳幼児を連れた保護者が外出した際に気軽に立ち寄れる施設を多くすることで、子育てを応援をしていくものです。そのための、今お話ししましたようにステッカー100枚、ノボリ50枚の購入費として予算を計上させていただいております。

まずは、市内の公共施設にステッカー等を貼っていき、その後、ホームページや広報を使いながら民間施設の依頼を行って、市内の様々な店舗にも広げていきたいというふうに考えております。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 赤ちゃんの駅事業は、これは県の事業ですか。

○委員長（小柳道枝委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） これは県の事業というよりも、各市町村で取り組んでいる事業ということになります。

○委員長（小柳道枝委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） 民間のお願いをしているということで、何件ぐらい見込みがあるのかと、それと1階の市役所の中でも、今一生懸命作ってもらってるところですが、完成というか、開設はいつぐらいになりそうですか。

○委員長（小柳道枝委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 民間のほうはですね、まだあの募集等はですね、この議会が終わり次第募集を行うということにしております。まずは市の公共施設、市役所とかプールとか太宰府館とかいうところに、公共施設のほうにできるところから設置をさせていただきたいと考えています。

今、委員さんにおっしゃっていただいたように1階のですね、保育児童課横にですね、まずこういう赤ちゃんの駅事業を推進するなら、まずは市役所内から整備を行うべきだということで、関係各課の協力を得ながらですね、今、お話しをさせていただいて、早急にですね、場所の確保とかはさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 赤ちゃんの駅の説明があったんですけど、これは要するに、おむつ替え、授乳、そしてお湯の提供できるという、3点セットなんですか。それともお湯はできんですけど、おむつ替えだけはいいよとか、そういうふうなところがあるのかなと、ちょっと思ったんですけども、とりあえず今、公共施設で行われるということですが、民間のちょっとしたお店屋さんとか、広いスペースとかあればそちらにお願いするというような感じであるのかなと、今説明させていただいて感じたんですけど、その辺のもう少し詳しい内容をお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 今、佐伯委員さんがおっしゃっていただきましたように、3点セットといいますか、全部揃ってなくても一つ以上あれば、私ども登録させていただいてですね、いろんなところに周知して、先ほど申しましたように乳幼児をお連れになった保護者の方が立ち寄っていただいて、その店も利用していただくことによって、店のPRにもなるでしょうし、まずは民間施設というよりも、市の公共機関に先行してさせていただいて、それから徐々に広げていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 市内に広げるということですが、ちょっと言いにくいけど、善い方ばかりは居ないと思うんですよ。変じゃあれですが、変わった方もおられると思うので、その辺はお母さんと子どもですからね、安全面はぜひ気を付けてもらいたいという感じがするんですよ。せっかくこういういいのができても、ちょっと些細な何かトラブルがあれば、冷めてしまうというか、大変なことになると思うので、その辺のところをぜひ慎重に選んでいただいて、進めさせていただきたいと思っております。

○委員長（小柳道枝委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 本当にありがとうございます。

私どももですね、佐伯委員がおっしゃっていただいたように、ただ闇雲にといいいますか、募集を掛けて応募があったら、それをすべて赤ちゃんの駅として登録するというのではなく、やはり審査をさせていただいて、基本的にですね、市内の民間施設で、青少年の健全育成を妨げるおそれのある施設とかですね、そういうものは除外するとか決めてやっておりますので、その辺も遵守しながらですね、それと私どもの子育て支援応援係の現地に行つての確認とかさせていただきながら、十分気を付けながら広めていきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

（佐伯副委員長「よろしく願ひします」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款3項1目、生活保護総務費の生活保護事務関係費から2目、扶助費の生活保護費までについて、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 3款3項1目生活保護総務費、細目60の生活保護事務関係費についてご説明申し上げます。

13節委託料になりますが、本年7月1日に施行されます生活保護法の一部を改正する法律に伴いまして、改正内容に合わせた生活保護システムの改定を行う必要が生じたことから委託料として43万2,000円計上させていただいております。このシステム改定の主な内容といたしましては、本年7月1日から新たに就労自立給付金が創設されることによるものであります。これは、生活保護から脱却することにより、税、社会保険料などの負担が生じます点を踏まえまして、生活保護を脱却するためのインセンティブ、いわゆる意欲を強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することをねらいとして創設されるものであります。保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積立て、保護廃止に至った時に支給するものであります。

次に、2目扶助費についてであります。今説明申し上げましたとおり、保護廃止時に支給いたします就労自立給付金として100万円を補正計上させていただいております。

保護受給中の就労状況によっても異なりますが、単身世帯の場合10万円、また多人数世帯の場合15万円を上限として支給いたします。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。8、9ページをお開きください。

14款1項1目民生費国庫負担金、6節生活保護費負担金ですが、歳出において就労自立給付金100万円を計上させていただいた説明をいたしました。この分の4分の3が国の負担となりますので、75万円を計上いたしております。

次に、14款2項1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金の就労自立給付金関係システ

ム改修事業補助金 43 万 2,000 円でございますが、先ほどご説明申し上げましたとおり生活保護システムの改定に伴います補助金でございます、全額国庫補助対象となりますことから歳出と同額の 43 万 2,000 円を計上させていただいております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 生活保護費、扶助費の就労自立支援給付金なんですけども、これは先ほど単身で10万円とおっしゃいましたよね・・・（阿部福祉課長「はい、上限がですね」と呼ぶ）・・・上限がですね。この100万というのは何世帯を想定されているのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 現在の段階ではっきりした数字は見込めてませんけども、去年がですね、16世帯ぐらいが就労の収入増に伴う保護の脱却がされております。それで差し当たり単身であれば10名程度、複数世帯であれば15万円が上限となりますので、それ以下の方ということにはなるかと思えますけれども、そういった形で計上させていただいております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 先ほどの説明の中で、生活保護事務関係費で委託料、最初に説明があった。この生活保護システム改定の業務委託料ということで国から全額43万2,000円が出るということですが、今ちょっと聞き間違えて・・・積み立てるシステムというか、制度・・・生活保護がなくなった時に差し上げるんですか、その辺をもう少しちょっと・・・

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） システム改定業務委託料でございますかね。

（佐伯副委員長「はい」と呼ぶ）

○福祉課長（阿部宏亮） これにつきましてはですね、どこの市町村もそうですけども、生活保護の事務をするにあたりまして電算のほうにシステムを導入しております。その分で今回新たに法改正に伴う内容に合致したシステムに改修するための委託料という形でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 改定料のほうはわかったんですけど、給付金のほうです。法改正がどのように法改正になったか、その法改正の・・・（阿部福祉課長「給付金ですかね」と呼ぶ）・・・ええ、給付。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 給付金につきましてはですね、生活保護受給世帯の中で現在就労してある世帯があります。そちらの世帯の方が将来的に収入が増になって最低生活水準のですね、保障額を超えた時には保護脱却となりますが、それまでに勤めて収入を得られた部分の一部をですね仮想的に積み立てたというふうにいたしまして、脱却する前の月から、半年間の間にあった収入を

ですね脱却された時に一人世帯では10万円を限度として、給付金という形でお渡しするというようなシステムです。

突然、働かれて収入がぼっと増えられたところについては、前に就労されてなければ、その方には給付金がないというような形とか、あるいは10万円もなく数万円で終わるとか、就労形態によってはいろいろあろうかとは思いますが。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（小柳道枝委員） 次に進みます。16、17ページをお開きください。

10款4項1目、社会教育総務費の生涯学習推進事業費について、説明を求めます。

文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、130生涯学習推進事業費について、説明させていただきます。

この補正予算は、3つの補助事業が採択されたものを計上しております。

まず、8節の報償費47万円、9節旅費12万9,000円、11節需用費11万2,000円、12節役務費2万5,000円の合計73万6,000円になりますが、これは補助申請しておりました文部科学省の公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム事業というのが採択を受けました。この事業は、公民館を中心にNPO団体等と連携して地域ボランティア講座等を実施し、コミュニティ活動、公民館活動を活性化を図るものであります。

この73万6,000円につきまして、併せて、歳入についてご説明させていただきます。

予算書の8ページ、9ページをごらんください。14款国庫支出金、2項国庫補助金の社会教育費補助金の欄に、社会教育活性化支援プログラム委託事業補助金、10分の10で同額の73万6,000円を歳入として計上しております。いわゆる100%補助事業であります。

すみませんが歳出のほうにお戻りください。16ページ、17ページのほうをごらんください。13節委託料の26万円について説明させていただきます。

これにつきましても、文化庁に申請しておりました、平成26年度重要無形文化財「組踊」特別鑑賞会というのが文化庁の予算で全国で希望する自治体に出向いて沖縄の伝統的な踊りの鑑賞会が催されます。これを申請しておりましたところ採択を受けております。ただ、一部当日会場での舞台操作料については開催自治体負担ということで、26万円を今回一般財源で計上させていただきます。

次に続きまして、19節負担金で、長寿社会づくりソフト事業費交付金ということで200万円上げております。これにつきましても厚生労働省所管で公益財団法人地域社会振興財団が行う事業で、健やかコミュニティモデル地区育成事業に申請していたものが採択されたことにより計上したものです。これにつきましては図書関係のボランティア団体等で事業委員会を設け、そこに補助金とし、200万円支出し、この事業委員会が中心となって事業を行うものです。

これにつきましても、関連歳入予算として、すみませんが、もう一度8ページ、9ページの

ほうにお戻りください。20 款諸収入の雑入で 9 ページの一番下、教育費雑入ということで同額の 200 万円を計上しております。全額 100%、公益財団法人地域社会振興財団から交付金を受けることになっております。

以上、歳出予算、130 生涯学習推進事業費 299 万 6,000 円についての説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） 公民館等を活用した NPO と連携したこの事業なんですけど、これも手上げ方式かなにかで公民館の各区と連携するというような形になるのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 中央公民館のほうで、そういった地域の公民館とかで活動される人、これから活動されるだろうという人を対象にボランティア講座的なものを開く予定にしております。

○委員長（小柳道枝委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） それから沖縄の、この民謡民舞ですかね、いつぐらいに開催する予定なのか、それともう一つ長寿社会づくりのもう一つの事業のほうですが、これは 200 万の使い道としては、どういったことを考えておるのかを教えてください。

○委員長（小柳道枝委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 沖縄の組踊につきましては、日にちが先日決定しました。11月16日の日曜日にですね、詳細な時間については、まだ決定してないんですが、概ね午後ということで今文化庁のほうと話しを進めております。これにつきましては、いずれ議員の皆様方にご案内をさせていただきたいと思っております。

それと長寿社会づくりソフト事業につきましては、概ね中身としましては図書館関係の事業ですね、例えば図書館でのボランティア養成講座とか、具体的に言うと、こわいおはなし会とか子どもまつりとかやってるんですが、そういったものに、この予算を充当して行って中身を充実させたものにしていきたいなと思っております。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○委員長（小柳道枝委員） 以上で、歳出の説明が終わりました。

歳入についても歳出の際に説明を受けましたので、これで、当委員会所管分全般の説明が終わりましたが、再度、全般について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

それでは、意見交換を行いたいと思います。

意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 意見交換を終わります。

討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第34号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時37分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小柳道枝委員) 以上で当委員会に審査付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認めます。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前10時38分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成26年8月20日

環境厚生常任委員会委員長 小柳道枝